

「山口市中山間地域づくり指針（案）」に対する パブリック・コメント（意見募集）の実施について

第二次山口市総合計画を上位計画とし、各部門計画とも整合性を図りつつ、中山間地域づくりに関係する施策を体系整理するとともに、分野横断的な視点から中山間地域づくりを進めるためのガイドラインとなる「山口市中山間地域づくり指針」の策定を進めています。

この計画の策定にあたって市民の皆様からのご意見を生かすために、本指針案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件

山口市中山間地域づくり指針（案）

2 意見の募集期間

令和2年2月12日（水）～令和2年3月13日（金・必着）

3 閲覧（公表）資料

山口市中山間地域づくり指針（案）

4 資料の閲覧場所

- (1) 定住促進課、各総合支所市政情報コーナー、各地域交流センター（分館を含む）
- (2) 市ウェブサイト（<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に資料掲載（サイト内検索で「パブリックコメント」で検索）

5 ご意見の提出方法

ご意見の提出にあたって様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名、及び「山口市中山間地域づくり指針（案）に対する意見」と必ず明記してください。また、本指針案のどの部分に対するご意見・ご提言なのかの明示をお願いします。

ご意見は次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 直接（山口市亀山町2番1号 山口市定住促進課）
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。祝日を除く。
- (2) 郵送（〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市定住促進課）
- (3) F A X（083-934-2702）
- (4) 電子メール（teiju@city.yamaguchi.lg.jp）
- (5) 市ウェブサイト（上記アドレス）

なお、電話または来庁による口頭でのご意見の申し出は受付いたしかねます。また、ご提出いただいたご意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 ご意見の取り扱い

ご提出していただいたご意見は、指針策定にあたって十分に検討させていただきます。

ご意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考え方とあわせて3月下旬を目途に公表いたします（ご意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります）。

なお、分かりにくいものや匿名のご意見、あるいは本案件に関係がないと思われるご意見には、本市の考え方を示さない場合があります。ご意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

7 問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号

山口市地域生活部定住促進課中山間地域担当（山口総合支所3階）

T E L : 083-934-2778 / F A X : 083-934-2702

E-mail : teiju@city.yamaguchi.lg.jp